

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

担当部：産業開発・公共政策部産業・貿易第一課

1. 案件名
バングラデシュ経済特区開発調査および BEZA 能力向上プロジェクト The Project for Development of Economic Zones and Capacity Enhancement of Economic Zones Authority (BEZA)
2. 協力概要
(1) 事業の目的 本事業は、バングラデシュにおいて経済特区の開発計画及び開発ガイドラインを策定することにより経済特区開発を促進し、もってバングラデシュの経済発展に寄与するものである。
(2) 調査期間 2014 年 10 月～2016 年 3 月を予定（18 カ月）
(3) 総調査費用 2.8 億円
(4) 協力相手先機関 実施機関：バングラデシュ経済特区庁（Bangladesh Economic Zones Authority : BEZA） 協力機関：首相府（Prime Minister Office : PMO）、財務省、産業省、バングラデシュ投資庁（Board of Investment : BOI）
(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等） 対象分野は、産業開発、民間セクター開発である。 バングラデシュの経済特区候補地を対象とする。短期的開発に適した小規模経済特区候補地（Polash 及びその他最大 2 カ所）の基本計画策定、中期的開発を志向する大規模経済特区候補地（Matarbari 周辺地区（注）1 カ所）のマスタープラン策定を予定。 （注）：Matarbari 周辺地区とは Matarbari 島、対岸のマヘシカリ島を含む一帯の地区を指す。
3. 協力の必要性・位置づけ
(1) 現状及び問題点 バングラデシュは、1990年代から政府資金を活用して全国8カ所に輸出加工区

(Export Processing Zones: EPZ)を整備することで外国直接投資 (Foreign Direct Investment: FDI) を積極的に受け入れてきた。その結果、EPZに進出した輸出志向企業は、同国のGDPと輸出の増大に大きく貢献している一方、国外市場をターゲットとした輸出加工型産業であるため、EPZ外の国内産業との連関が少なく、国内産業の発展や技術移転への波及効果、更なる雇用の拡大等が期待できない状況にある。

そこで、バングラデシュ政府はFDIと国内産業の連関を強化し産業の多様化を図ること、低開発地域の経済発展を促進すること、そのために産業クラスターの形成や地域経済開発を目指すことを目的に、新たにEZを建設することを決定した。2010年10月には経済特区法を制定、経済特区の設置や運営に関わる機関としてBEZAを設置した。BEZAは2012年に30カ所程度の経済特区候補地リストから優先度の高い候補地を選定しPre-F/Sの実施を計画、うち5候補地について世界銀行の協力を得ながら調査を実施中である。

BEZAはEZ開発における監督官庁に位置付けられ、個別のEZについては官民連携や民間投資主導により開発を行うこととされている。現状においてはこれら民間企業による取組みが始まったところであり、監督官庁であるBEZAにおいても、経済特区の計画・開発、管理・運営において必要となる実務知識・経験の蓄積が十分なされていない。世界銀行の支援により調査を実施している候補地に加え、バングラデシュ政府は日本企業等の民間企業の視点を特に重視したビジネス利便性の高いEZ開発を推進する予定であるが、候補地の選定や開発計画の策定が必要となっている。また、現状、組織内において人材の適正配置がなされておらず、世界銀行の支援により当該組織に派遣されているコンサルタントに依存する状況が続いている。

このような状況の下、BEZAは日本政府に対し経済特区マスタープランの策定及びBEZA職員の能力強化を要請した。本要請を受け、JICAは「経済特区情報収集・確認調査」を実施し、同調査で収集した各種関連情報、経済特区開発候補地の評価調査結果を踏まえ、詳細計画策定調査団による関係機関との協議を経て協力計画を策定した。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

バングラデシュにおいては、その最上位の開発計画である「Outline Perspective Plan of Bangladesh 2010-2021(通称 Vision 2021)にて、2021年までに中所得国入りすることを目指している。

Vision2021の中で民間セクター開発の指針となっている国家産業振興計画の主眼は、中長期的な視点から工業プログラムを推進し、輸出の振興と多角化を実現することとしており、その中核戦略産業として農産加工業と労働集約型産業の振興を挙げている。

労働集約型産業の振興においては、FDIの誘致が不可欠であり、バングラデシュ政府は投資を導くためのインフラ整備に関して、電力や港湾、道路、鉄道等の整備を

推し進めるとともに、官民連携（Public Private Partnership: PPP）方式による経済特区やインフラ施設の開発に対する民間セクターの積極的な参加を招請している。

かかる背景を受けて 2010 年 10 月に制定された経済特区法に規定される経済特区開発は 1) 民間主導の経済特区開発、2) 輸出産業と国内産業のリンケージを通じた国内産業の振興、3) 低開発地域の経済発展促進/格差是正、4) 経済特区を核とした産業クラスターや地域開発を主目的としており、これらの目的の達成に資する本事業はバングラデシュ政府の開発政策に沿ったものである。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

世銀は、バングラデシュにおいて、雇用創出の観点から、製造業・サービスセクターの投資促進を進めることを目的として、BEZAによるEZ開発に対する支援として、2011年8月より、1.2億ドル（後に0.4億ドルに減額）の民間セクター開発支援プロジェクト（Private Sector Development Support: PSDS）を実施している。PSDSは、1) EZ開発を通じた技術支援と組織の能力向上、2) EZ内部及び周辺のインフラ開発支援、3) EZ内企業とEZ周辺地域における関連サプライヤーとのリンケージ構築のコンポーネントから成っている。

同事業では、コンポーネント1)において、5候補地についてF/Sを実施中（一部実施済み）であり、JICA事業との重複はない。また、JICAによるBEZA能力向上を図る際にはPSDSPにより進められている制度整備を踏まえる必要がある。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置づけ

本事業は、我が国の援助方針で重点分野と定められた「中所得国化に向けた全国民が受益可能な経済成長の加速化」における開発課題「民間セクター開発」に位置付けられる。

4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

1) EZ開発にかかる法整備及びビジネス環境の現状確認

- ・ 経済・産業の現状及び外国直接投資の動向調査
- ・ EZ開発に向けた政策、法・規制、優遇措置、運営体制に関する調査
- ・ EZ開発に向けた市場調査、投資需要調査
- ・ EZの比較優位分析及び市場戦略の検討

2) EZ開発コンセプトの提案及び開発ガイドラインの作成

- ・ EZ開発コンセプトの提案
- ・ EZの管理運営体制、関係機関の役割・機能の提案
- ・ EZ開発事業主及び入居企業による環境社会配慮の監督に関する検討

・EZ 開発ガイドラインの作成

3) 短期的EZ 開発 (Polash 及びその他最大2カ所) の基本計画策定

① Polash

既にプレスクリーニング (注) を完了し、一定の開発準備が進められている本サイトを短期的EZ 開発の優先サイトとし、以下の調査を実施する。

- ・対象地の現状調査
 - ・戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討
 - ・誘致産業・機能の検討
 - ・地形測量 (縮尺: 1/2,000)
 - ・土地利用計画及び内部インフラ整備計画策定
 - ・周辺インフラ・ニーズ調査
 - ・短期的EZ 開発の基本計画策定 (含事業費見積り)
 - ・短期的EZ 開発の財務・経済分析
 - ・民間ディベロッパー、民間企業への投資促進セミナー開催支援
- (注): プレスクリーニングとは、地区長からの申請に基づき、バングラデシュ政府がEZ 開発候補地とすることの許可を行う手続き。

② その他の対象地 (最大2カ所)

・EZ 候補地リストの現地踏査及び開発適地選定
選定された開発適地について、BEZA によるプレスクリーニング完了後に以下を実施する。

- ・対象地の現状調査
- ・戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討
- ・誘致産業、機能の検討
- ・地形測量 (縮尺: 1/2,000)
- ・土地利用計画及び内部インフラ整備計画策定
- ・周辺インフラ・ニーズ調査
- ・短期的EZ 開発の基本計画策定 (含事業費見積り)
- ・短期的EZ 開発の財務・経済分析
- ・民間ディベロッパー、民間企業への投資促進セミナー開催支援

4) 中期的EZ 開発 (Matarbari 周辺地区1カ所) のマスタープラン策定

円借款 Matarbari 超々臨界圧石炭火力発電事業に隣接し、深海港整備が検討される Matarbari 周辺地区を中期的EZ 開発地とし、BEZA によるプレスクリーニン

グ完了後に以下を実施する。

- ・ EZ 対象地の現状調査
- ・ 戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討
- ・ 誘致産業、機能の検討
- ・ 対象地の空中写真によるデジタル・マッピング
- ・ 土地利用計画及び内部インフラ整備計画策定
- ・ 周辺インフラ・ニーズ調査
- ・ 中期的 EZ 開発のマスタープラン策定
- ・ 民間ディベロッパー、民間企業への投資促進セミナー開催支援

5) BEZA 職員のキャパシティーディベロップメント

- ・ EZ 開発計画の策定プロセスを通じた BEZA 職員の OJT
- ・ 本邦視察（本邦での経済特区投資促進セミナー開催を含む）
- ・ BEZA 能力開発に係るアクションプランの策定支援

(2) アウトプット（成果）

- 1) EZ 開発にかかる法整備及びビジネス環境の現状が確認される。
- 2) EZ 開発コンセプトの提言及び開発ガイドラインの作成がなされる。
- 3) 短期的開発に適した EZ 候補地（Polash その他最大 2 カ所）が選定され、EZ 開発基本計画が策定される。
- 4) 中期的開発を志向する Matarbari 周辺地区における EZ 開発マスタープランが策定される。
- 5) BEZA 職員の能力強化がなされ、BEZA 能力開発アクションプランが策定される。

(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

- 1) コンサルタント（分野・8 分野：計 51.5MM）
総括/経済特区開発、産業振興/投資促進、経済特区関連法制度、経済特区運営管理体制、土地利用計画/造成計画、インフラ整備計画、積算/経済・財務分析/業務調整、環境社会配慮、
- 2) その他
本邦視察

5. 協力終了後に達成が期待される目標

(1) 提案計画の活用目標

- ・ 策定された EZ 開発ガイドライン、基本計画及びマスタープランがバングラデシ

<p>ユ政府に承認される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BEZA 能力開発アクションプランが実施される。 <p>(2) 活用による達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EZ 開発ガイドラインに基づき、EZ 開発基本計画及び EZ 開発マスタープランの各種事業が実施される。
<p>6. 外部要因</p> <p>(1) 協力相手国内の事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政権交代等によって経済特区法の基本方針が変更されない。 ・ EZ 開発に関する関係省庁・機関の権限が維持される。 <p>(2) 関連プロジェクトの遅れ</p> <p>特になし</p>
<p>7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮</p> <p>(1) 環境に対する影響／用地取得・住民移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ①カテゴリ分類：B ② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて環境への望ましくない影響が重大でない判断されるため。 ③ 環境許認可：本格調査にて確認 ④ 汚染対策：本格調査にて確認 ⑤ 自然環境面：本格調査にて確認 ⑥ 社会環境面：本格調査にて確認 ⑦ その他・モニタリング：本格調査にて確認 <p>(2) ジェンダー平等推進／平和構築・貧困削減</p> <p>本事業は、EZ整備による国内関連産業への正のインパクト発生を目標の一つとして実施するものであり、広域的な雇用の増加、貧困の削減に資することが見込まれる。</p> <p>(3) その他</p> <p>特になし。</p>
<p>8. 過去の類似案件からの教訓の活用</p> <p>(1) 類似案件の評価結果：鉱工業プロジェクトフォローアップ調査報告書（アセアン諸国における工業開発、裾野産業振興、投資誘致に係る開発調査の集約化・体系化）（2004年3月）においては、投資誘致開発計画調査の評価と留意点について、EZ 開発には立地条件、投資需要調査・投資誘致、投資家ニーズに基づいた運営体</p>

制の整備、周辺インフラ整備、投資条件等が重要であるとの教訓を得ている。

- (2) 本事業への教訓：特に短期的EZの基本計画策定においては、開発事業者、入居テナントを誘致できる投資家にとって魅力的な開発計画の策定及び企業に対するプロジェクトの成果発信を積極的に実施する（販売促進ツールの作成、セミナーの実施等）

また、本調査内で日系企業及び主要大手企業向けにバングラデシュに対する投資需要調査を行い、調査結果を踏まえたEZ開発コンセプトの策定を行うとともに、投資家のニーズに応える包括的な調査内容とする。

9. 今後の評価計画

- (1) 事後評価に用いる指標

1) 活用の進捗度

- ・ 策定されたEZ開発ガイドライン、基本計画及びマスタープランがバングラデシュ政府に承認される
- ・ BEZA能力開発アクションプランの実施状況（研修実施回数、参加者数等）

2) 活用による達成目標の指標

- ・ 策定されたEZ開発基本計画及びEZ開発マスタープランに基づく各種事業の実施状況、企業の進出状況

- (2) 上記1)および2)を評価する方法および時期

- ・ プロジェクト終了から3年後に事後評価を実施
- ・ 必要に応じてフォローアップ